（記載上の注意）

1．発行した前払式支払手段で使用可能なすべてのもの（法の施行の日前に新規発行を停止した前払式支払手段を除く。）について貼付すること。

2．前払式支払手段に係る証票等又は当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を交付しない場合は、当該前払式支払手段の内容を確認できる情報（法第13条第１項各号に掲げる事項に関する情報）を表示した電子計算機の画面を印刷したもの等を貼付すること。

（第８面）

9．主要株主の氏名、商号又は名称

氏名、商号又は名称（ふりがな）	保有する議決権の数	割合
	個	%

（記載上の注意）

1．「主要株主」とは、第15条第１号に規定する主要株主をいう。

2．「議決権」とは、第15条第１号に規定する議決権をいう。

3．保有する議決権の数の多い順序に従い作成すること。

4．「割合」とは、保有する議決権の数の第15条第１号に規定する総株主等の議決権の数に対する百分比をいう。

5．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第８面の次に添付すること。

（第９面）

10．発行者の他に行っている事業の種類

（記載上の注意）

日本標準産業分類基準表細分類により記載すること。

11．加入する認定資金決済事業者協会の名称

12．令第５条第１項第２号ニに規定する預貯金を預け入れる銀行等の商号又は名称及び所在地

銀行等の商号又は名称（ふりがな）	
所在地	（郵便番号　　―　　）　電話番号（　　）　　―

（記載上の注意）

発行者が一般社団法人等で、令第５条第１項第２号ニに規定する預貯金が登録申請者を名義人とする口座において保有されることが当該登録申請者の定める規則に記載されている場合に記載すること。